

社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会筑穂支所
障がい者支援センター運営規程
(生活介護)

(事業の目的)

第1条 この規程は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会が設置する社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会筑穂支所障がい者支援センター（以下「事業所」という。）が行う生活介護サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な生活介護サービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対して、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 前2項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会筑穂支所障がい者支援センター

(2) 所在地

福岡県飯塚市長尾9 1 1番地の1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人（常勤）

管理者は、従業員の管理、生活介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うと共に、法令等において規定されている生活介護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行うほか、障害者並びにその家族に対しその内容等について必要な説明を行う。

(2) サービス管理責任者 1人

サービス管理責任者は、個別支援計画を策定すると共に、利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業に対する照会等により、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス事業等の利用状況を把握し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討する。また、

自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し必要な援助を行うとともに、他の従業者等に対する技術指導又は助言を行う。

(3) 看護職員 1人

看護職員は、利用者が必要とする看護その他の便宜の提供等に従事する。

(4) 生活支援員 4人

生活支援員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するための適切な訓練その他の便宜の提供等に従事する。また、利用者負担金上限額の管理を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から土曜日までとする。

(但し、12月31日から1月3日までを除く)

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時までとする。

(3) サービス提供日

月曜日から土曜日までとする。

(但し、12月31日から1月3日までを除く)

(4) サービス提供時間

午前9時30分から午後3時30分までとする。

(5) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、10人とする。

(内容)

第7条 生活介護サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 個別支援計画の作成

(2) 食事・入浴・排泄等の介護

(3) 日常生活上の支援

(4) 軽作業等の生産活動

(5) 創作的活動

(6) 食事の提供

(7) (2)～(6)を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として必要な介護を実施するものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 生活介護サービスを利用した場合の利用者負担額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の1割とする。ただし、利用者負担額の月額については、法の定めによるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない生活介護サービスを提供した際は、支給決定障害者から法の規定により算定された障害福祉サービス給付費の額に100分の90を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 次に定める費用については、支給決定障害者から徴収する。
 - (1) 食事・おやつ提供に要する費用 500円（材料費350円を含む）
ただし、法に掲げる支給決定障害者等（低所得利用者という）に対して、食事提供を行った場合は、食材料費に加えて、食事提供にかかる人件費相当として、1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。
 - (2) 日用品費等その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの実費
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者に対し、サービス内容及び費用について説明を行ない、同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

（利用者負担額等に係る管理）

第9条 事業所は、支給決定障害者の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該支給決定障害者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額から法により算定された障害福祉サービス給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、負担上限月額を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、飯塚市・嘉麻市・桂川町全域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 指定した場所以外での火気を用いること。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

（緊急時における対応方法）

第12条 生活介護サービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

（非常災害対策）

第13条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓

練を行うものとする。

（主たる対象者の障害の種類）

第 14 条 事業所は、身体障害者・知的障害・精神障害の障害特性をふまえたサービスの専門性を確保し、主たる利用者を身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者とする。

（苦情解決に関する事項）

第 15 条 提供した生活介護サービスに関する障害者並びにその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した生活介護サービスに関する障害者並びにその家族からの苦情を受け付けたときには、当該苦情の内容等を記録することとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 16 条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- （１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、
従業者に周知徹底を図る
- （２）虐待の防止のための指針を整備する
- （３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する
- （４）上記措置を適切に実施するために担当者を配置する

（身体拘束等の適正化の更なる推進のための措置に関する事項）

第 17 条 事業所は、身体拘束等の適正化の更なる推進のため、以下の措置を講じるものとします。

- （１）身体拘束の適正化の更なる推進のための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、
業者に周知徹底を図る。
- （２）身体拘束等の適正化の更なる推進のための指針を整備する。
- （３）従業者に対し、身体拘束等の適正化の更なる推進のための研修を定期的実施する。
- （４）上記措置を適切に実施するために担当者を配置する。

（従業者の研修）

第 18 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- （１）採用時研修 採用後 6 か月以内
- （２）継続研修 年 2 日

（その他運営についての重要事項）

第 19 条 事業所は、利用者に対し適切な生活介護サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 事業者は、利用者に対する生活介護サービスの提供に関する諸記録を整備し、当該生活介護サービスを提供した日より5年間保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会会長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- 1 この規程は令和6年4月1日から施行する。
- 2 「運営規程」(令和5年7月1日施行)は、令和6年3月31日をもって廃止する。

社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会 筑穂支所

障がい者支援センター重要事項説明書

障がい福祉サービス提供開始にあたり、当事業所が説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会
所 在 地	福岡県飯塚市柏の森956番地4
電 話 番 号	0948-23-2210
代表者氏名	会長 渡辺 康臣
設 立 年 月	平成18年3月24日
法人の他の事業	① 特別養護老人ホーム筑穂桜の園（診療所を含む）の経営 ② 訪問介護事業の経営（総合事業を含む） ③ 居宅介護支援等事業の経営 ④ 通所介護事業の経営（総合事業を含む） ⑤ 地域包括支援センター事業 ⑥ ヤングケアラー訪問支援事業 ⑦ 認定調査事業（要介護・障害支援区分） ⑧ 障害福祉サービス事業の経営 ⑨ 障害児通所支援事業の経営 ⑩ 障害者相談支援事業の経営 ⑪ 地域支援事業 ⑫ 留学生受入事業 ⑬ 介護予防支援事業 ⑭ その他この法人の目的のため必要な事業

2. 利用施設

事業所の種類	指定生活介護事業所 平成19年4月1日指定 指定自立訓練（生活訓練）事業所 平成19年4月1日指定 （令和2年4月1日から休止中）
事業所の名称 (事業所番号)	社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会 筑穂支所 障がい者支援センター （ 4015500616 ）
事業所の所在地	福岡県飯塚市長尾911番地1

連 絡 先	電話番号 0948-72-3220 FAX 番号 0948-72-5275
管 理 者	山本 陽子
サービス管理責任者	原田 亜都子
通 常 の 事 業 実 施 地 域	飯塚市、嘉麻市、桂川町、川崎町
主たる対象者	障がい者（身体・知的・精神）、難病等対象者
定 員	生活介護 10 名
開設年月日	平成 19 年 4 月 1 日

3. サービスの目的・運営方針

(1) 生活介護

目 的	利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援するため、事業所通所により入浴、給食、介護サービスや訓練、創作活動、生産活動等を行い、心のリフレッシュを図る共に自らの精神的パワーを向上できるための支援を行います。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの細かな生活介護サービスの提供。

4. サービス提供職員の設置状況

<生活介護>

職 種	員数
管 理 者	1
サービス管理責任者	1
看 護 師	1
生活支援員	5

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

5. (1) 営業日と営業時間

営業日	月～土曜日
営業時間	8:30～17:00

(2) サービス提供日とサービス提供時間

サービス提供日	月～土曜日
---------	-------

サービス提供時間	9 : 30～15 : 30
----------	----------------

※ 12月31日から1月3日の間は休業

6. サービス提供の内容

(1) 障害福祉サービス給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓練	通所利用において身体の機能、生活能力の維持・向上を図るための訓練及び創作的活動・生産活動の訓練を行います。(日常生活訓練・社会適応訓練等)
介護	利用者の状況に応じて食事・整容・更衣・排泄・入浴等生活全般にわたる援助を行います。
創作的活動	創作的活動の提供を行います。
健康管理	日常生活上必要な健康チェックや記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
送迎サービス	希望によりドアからドアの送迎を行います。

(2) 障害福祉サービス給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金 額
食事サービス (おやつ含む)	希望により食事の提供をします。 食事時間 昼食 12 : 00 栄養と利用者の身体状況や嗜好に配慮し、バラエティーに富んだ手作りの食事を提供します。	500 円 ※低所得者の 軽減措置適 用の場合は 原材料費相 当額として 350 円
創作的活動・及 び生産活動等	創作的活動及び生産活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用をいただきます。	実費

日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。 ①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費	実費
---------------	---	----

<サービスの概要>

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が利用者と協同して作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 障害福祉サービス給付費対象サービス内容の料金

障害福祉サービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が障害福祉サービス給付費の給付対象となります。事業者が障害福祉サービス給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 障害福祉サービス給付費対象外サービス内容の料金

上記「7. サービス提供の内容（2）障害福祉サービス給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の前日までに当事業所までお申し出ください。

尚、サービス利用日の前日までに申出のない場合は、キャンセル料を頂く場合があります。

(4) 利用料金のお支払方法

前記（1）（2）（3）の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

① 金融機関口座からの口座振替

② 下記指定口座への振込み

飯塚信用金庫 新飯塚支店 普通預金 1 1 9 4 9 9 3
 社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会

③ 当事業所窓口での現金支払い

8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については提供した日より5年間保管します。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかにご家族や医療機関への連絡等を行います。

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

①虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	山本 陽子（管理者）
虐待防止に関する責任者	多田 明光（担当課長）

②成年後見制度の利用を支援します。

③苦情解決体制を整備しています。

④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

11. 苦情等の受付について

提供したサービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

当事業所 ご利用相談窓口	・担当者	山本 陽子（管理者）
	・責任者	多田 明光（担当課長）
	・ご利用時間	8：30～ 17：00
	・電話番号	0948-72-3220
	・FAX 番号	0948-72-5275

飯塚市役所 社会・障がい者福祉課	・住所 飯塚市新立岩5番5号 ・電話番号 0948-22-5500 内線 1157 ・FAX番号 0948-21-6356 ・受付時間 8:30～17:15
嘉麻市役所 社会福祉課 障がい者福祉係	・住所 嘉麻市岩崎1180-1 ・電話番号 0948-42-7458 ・FAX番号 0948-42-7091 ・メールアドレス shogai@city.kama.lg.jp ・受付時間 8:30～17:15
桂川町役場 健康福祉課 福祉係	・住所 嘉穂郡桂川町大字土居361番地 ・電話番号 0948-65-0001 ・FAX番号 0948-65-0078 ・メールアドレス fukushi@town.keisen.fukuoka.jp ・受付時間 8:30～17:15
田川地区障がい者基 幹相談支援センター	・住所 田川市大字伊田2735番地13 (スマイルプラザ田川) ・電話番号 0947-23-0400 (相談支援) 0947-23-0415 (虐待防止) (24時間対応) ・FAX番号 0947-23-0425 ・メールアドレス Tagawa-kan@gaea.ocn.ne.jp ・開所時間 月～金の8時30分～17時15分 (祝日及び年末年始を除く)
福岡県運営適正化 委員会	・所在地 〒816-0804 福岡県春日市3丁目1番地7 (社会福祉法人福岡県社会福祉協議会) ・電話番号 092-915-3511 ・FAX番号 092-584-3790 ・メールアドレス soudan@fuku-shakyo.jp ・受付時間 月～金(祝日を除く) ・受付時間 9:00～17:00

12. 第三者委員

行政相談委員	高瀬 英一	0948-25-2337
行政相談委員	西原 眞理子	0948-25-2461

1 3. 協力医療機関

医療機関の名称	内野内科クリニック		
医 師 名	内野 利昭		
所 在 地	福岡県飯塚市長尾 8 8 4 番地 2 2		
電 話 番 号	0 9 4 8 - 5 2 - 6 6 0 0		
診 療 科	内科・小児科	入 院 設 備	無

1 4. 事故発生時・非常災害時の対策

訓練	火災・地震・風水害（大雨・台風）等の諸災害や、不審者侵入などの非常事態に備えて、対応マニュアルを作成し、定期的に研修会や避難訓練を実施しています。
保険加入	事故・災害に備えて損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：損害保険ジャパン日本興亜（株） 加入保険内容：全国社会福祉協議会団体補償制度 「社協の保険」

1 5. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫 煙	喫煙コーナー以外は館内禁煙です。
私物の管理	私物は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない方は記名をお願いします。また、貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
ペットについて	送迎時など、ペットが歩行の妨げになったり、飛び出したり、噛みついたりすることがないように安全管理をお願いします。

	万が一、ペットが噛みつく等の事故が発生した場合、治療費の請求をお願いする場合があります。
--	--

16. サービス利用に関する留意事項

利用者及び利用者の家族等の禁止行為

① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

例：コップを投げつける／蹴る／唾を吐く

② 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

例：大声を発する／怒鳴る／特定の職員に嫌がらせをする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する

③ 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

例：必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／あからさまに性的な話をする

注）各個人の疾病・疾患等による不可抗力の場合を除きます。

17. 第三者評価

第三者評価は実施していません。

障がい福祉サービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所名：社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会 筑穂支所
障がい者支援センター

説明者氏名

私は、本書面に基づいて事業者から障がい福祉サービスの提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者住所：

氏 名：

代理人住所：

氏 名：

続 柄：